

# J-クレジット制度の概要及び森林クレジットの現状

2022年4月

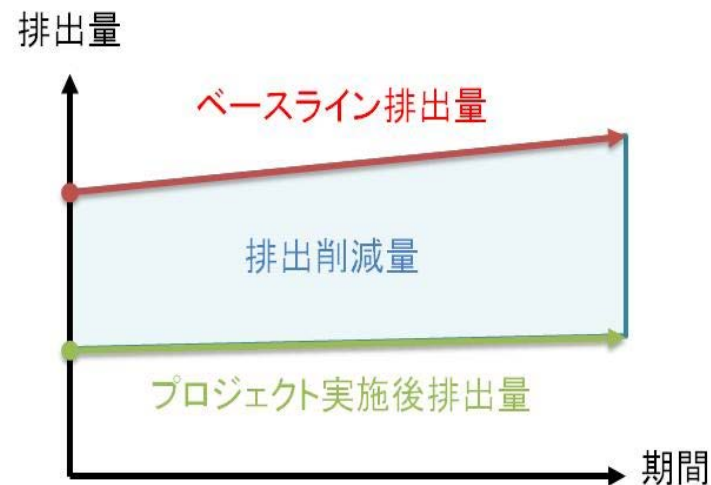
J-クレジット制度運営委員会・第1回森林小委員会

# J-クレジット制度とは

- J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



## クレジット認証の考え方



## ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO<sub>2</sub>排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

# J-クレジット制度参加者のメリット

## プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。(クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため)

## クレジット活用者

- ① 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ② 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ カーボン・オフセット、CSR活動(環境・地域貢献)等
- ④ CDP質問書及びRE100達成のための報告(再エネ電力由来のクレジットに限る)
- ⑤ SHIFT・ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成

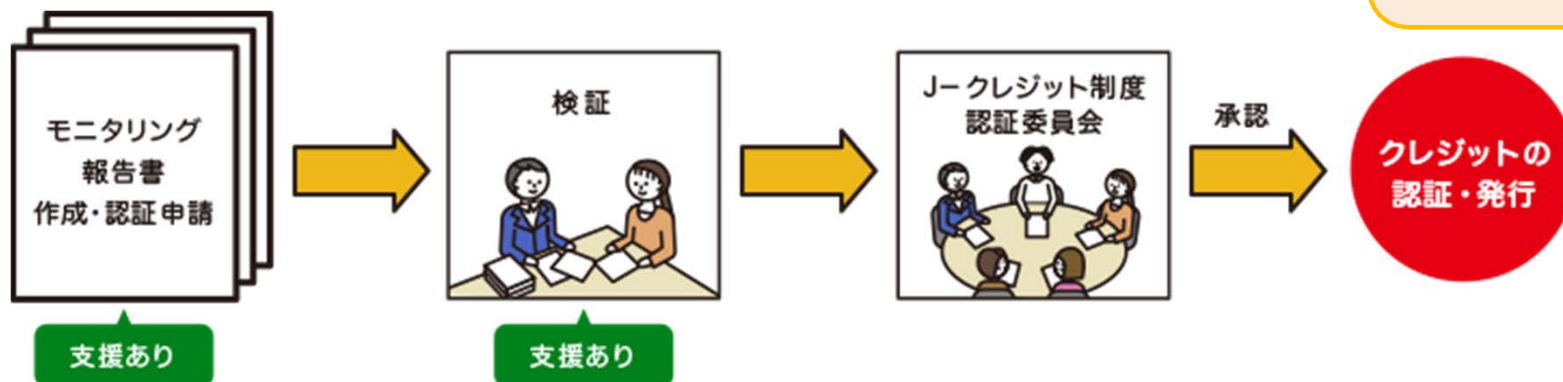
# J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける



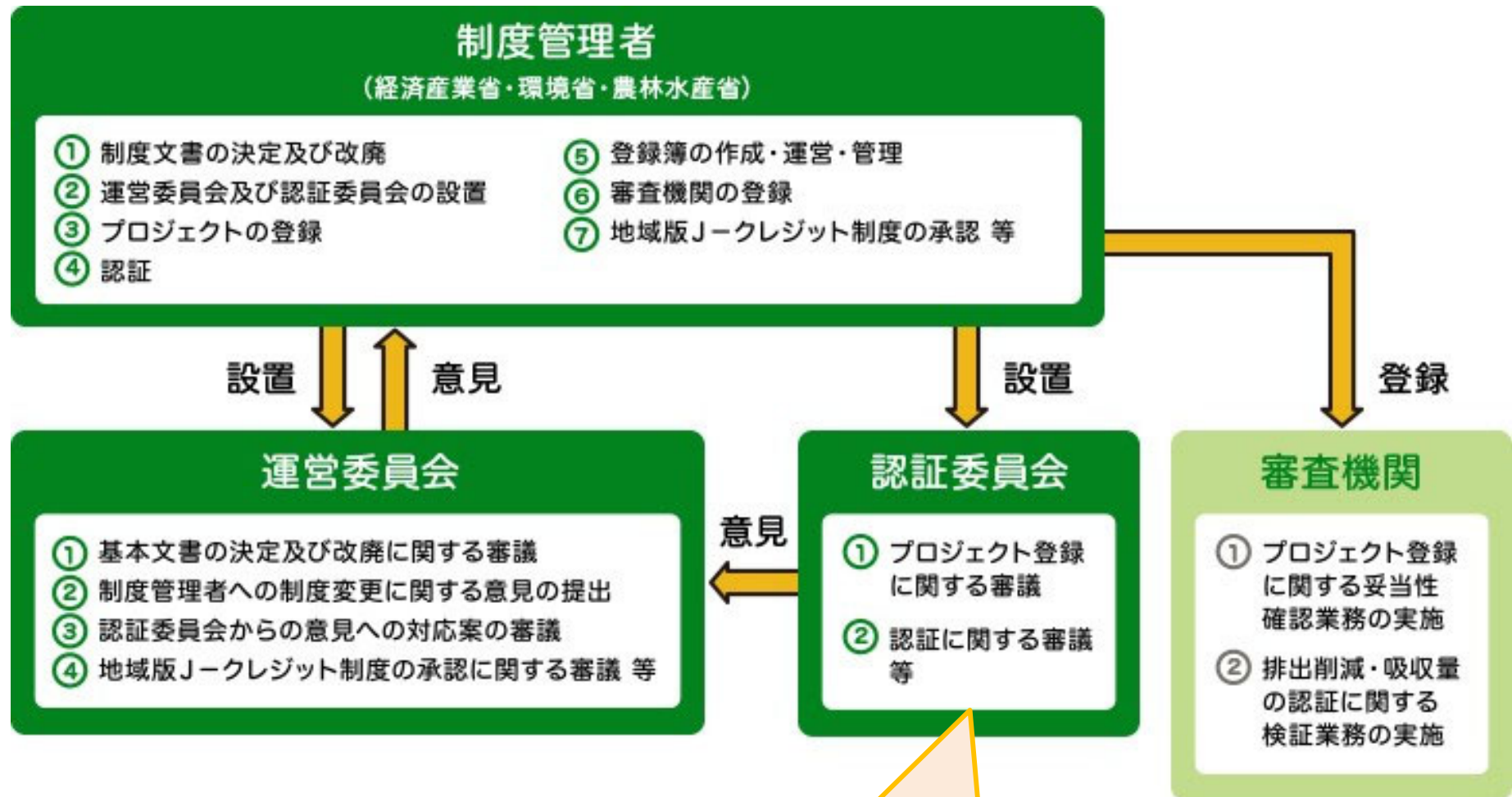
STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける



クレジット認証毎に審査

# J-クレジット制度の運営体制



学識・有識者で構成される委員会でプロジェクト登録・クレジット認証を審議

# J-クレジット制度の審査機関一覧

・ J-クレジット制度における各種審査（妥当性確認、検証）が可能な審査機関は以下の通り。

機関名	審査可能な方法論分類				
	EN	IN	AG	WA	FO
デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社		○	○	○	
ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社 (PJRCMDM)	○				
一般社団法人 日本能率協会 (JMA) 地球温暖化対策センター	○				○
一般財団法人日本品質保証機構	○			○	○
一般財団法人日本海事協会	○	○※	○※		
ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○	○※	○※	○	○

方法論分類…EN：エネルギー分野, IN：工業プロセス分野, AG：農業分野, WA：廃棄物分野、FO：森林分野

※実施要綱に基づき、2023年3月31日を期限に、制度管理者より当該分類における審査機関として暫定登録された審査機関



# プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減活動を随時追加することが可能である。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	<p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等</li></ul>
プログラム型	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、<b>複数の削減活動を取りまとめ</b>1つのプロジェクトとして登録する形態。 以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。</li><li>② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。</li><li>③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。</li></ol>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 燃料供給会社</li><li>• 商店街組合/農協</li><li>• 設備販売/施工会社</li><li>• 補助金交付主体（自治体等）</li></ul>

# 方法論一覧（一部抜粋）

- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、61の方法論を承認（2021年8月時点）。
  - 内訳：省エネルギー等39、再生可能エネルギー9、工業プロセス5、農業4、廃棄物2、森林2

分類	方法論名称	分類	方法論名称	
省エネルギー等	ボイラーの導入	再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	
	ヒートポンプの導入		太陽光発電設備の導入	
	コージェネレーションの導入		再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入	
	未利用廃熱の発電利用		バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替	
	未利用廃熱の熱源利用		バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	
	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入		水力発電設備の導入	
	ITを活用した検針活動の削減		バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替	
	LNG燃料船・電動式船舶の導入		風力発電設備の導入	
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替		再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入	
	電動式建設機械・産業車両への更新		マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更	
	生産設備(工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備)の更新	工業プロセス	麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入	
	自家用発電機の導入	液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入	
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロワー缶製品の温室効果ガス削減	農業	豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	ハイブリッド式建設機械・産業車両の更新	家畜排せつ物管理方法の変更	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	
	サーバー設備の更新	バイオ炭の農地施用	廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
	海上コンテナの陸上輸送の効率化	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更	森林	森林経営活動
	共同配送への変更			植林活動
	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修			
	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用			
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入			



# J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント

- プロジェクト登録において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件がある。
- 日本国内で実施されること。
- プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。
- クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- 追加性を有すること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

## J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント(追加性)

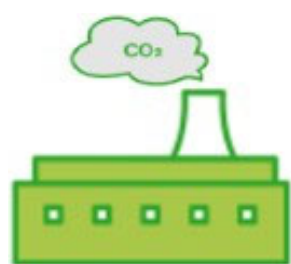
- 本制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業が対象。  
(原則として、投資回収年数が3年以上又は、ランニングコストが上昇する事業が対象)

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

### 【ランニングコストについて】

- プロジェクト実施前後で同等の活動量を想定する。
- 燃料等の単価は、プロジェクト開始前の直近1年間の平均単価と、プロジェクト実施後直後の購入契約単価を用いる。
- クレジット売却収益は計算に含めない。

例：ボイラーの更新



設備投資額等	金額(千円)
設備投資費用	10,000
補助金	5,000

ランニングコスト	金額(千円/年)
ベースライン 燃料費等	1,000
プロジェクト実施後 燃料費等	300

投資回収年数 = 5,000 (千円) ÷ 700 (千円/年)  
≒ 7年より追加性を有する。

- 森林管理プロジェクトについては、方法論において追加性を定める。

## 【補足】追加性評価が不要な活動について（ポジティブリスト）

- ポジティブリストに含まれる活動については、追加性評価は不要である。  
（ポジティブリストは毎年度見直しを実施している。）

方法論	補足
EN-S-006「照明設備の導入」	家庭部門における電球型LEDランプの新設プロジェクトに限る
EN-S-007「コージェネレーションの導入」	家庭部門に限る
EN-S-012「電気自動車の導入」	—
EN-S-016「冷凍・冷蔵設備の導入」	家庭部門における新設プロジェクトに限る
EN-S-024「テレビジョン受信機の更新」	家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る
EN-S-040「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」	省エネルギー住宅を新設する場合に限る
EN-R-002「太陽光発電設備の導入」	家庭部門に限る
IN-002「麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入」	—
AG-001「豚・ブイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」	—
AG-004「バイオ炭の農地施用」	—
FO-002「植林活動」	—

# J-クレジットの売買の方法

## 相対取引

### ■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者を利用しない  
直接の相対取引も可



仲介事業者\*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

\*J-クレジット・プロバイダー等

#### 仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー）

株式会社イトーキ  
株式会社ウェストボックス  
カーボンフリーコンサルティング株式会社  
マイクライメイトジャパン株式会社  
一般社団法人 more trees  
Waara株式会社

### ■ J-クレジット制度HPを利用する場合



売りたい方と買いたい方との相対取引でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

掲載後、6か月以上取引が成立していない場合

## 入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。

# J-クレジットの活用方法

- J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取組み等、様々な用途への活用が可能。近年、活用量・需要規模が大きいのは「小売電気事業者の排出係数の調整」と「CDP及びRE100への報告」。
  - 温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賅うことができない部分をJ-クレジットを活用してカバーすることが可能。

## <国内の法制度への報告>

**温対法**  
温対法の調整後温室効果ガス排出量や、調整後排出係数の報告に利用可能です

**省エネ法**  
省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に利用可能です

温対法・省エネ法での活用

## <海外イニシアチブへの報告 (CDP)>

再エネ発電由来のJ-クレジットは  
CDP質問書に再エネ調達量として報告できます

## <企業の自主的な取組み>

どうしても出てしまうCO<sub>2</sub>の分、

CO<sub>2</sub>を削減する取組を応援します

## <海外イニシアチブへの報告 (RE100)>

RE 100  
再エネ発電由来のJ-クレジットは  
RE100達成のために再エネ調達量として報告できます



# クレジット種類による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※3 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- 自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。

- Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

※7 本表では、更新時点で事務局が調査した結果を整理しております。活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。



# 調整後温室効果ガス排出量の報告への活用

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第21条の2に基づく温室効果ガス算定排出量の報告において、特定事業者は、「調整前温室効果ガス排出量（実排出量）」に加え、「国内認証排出削減量（国内での排出削減・吸収に係るクレジット）」や「海外認証排出削減量」を控除等した「**調整後温室効果ガス排出量**」を報告することとなっている。
- 「国内認証排出削減量」として、J-クレジットが活用可能である。

## ○調整後温室効果ガス排出量(tCO<sub>2</sub>)

- = ①エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量（電気の使用に伴うものは調整後排出係数を利用）
- + ②非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く）
- + ③CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O・HFC・PFC・SF<sub>6</sub>・NF<sub>3</sub>の実排出量
- ④無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量

## ○国内認証排出削減量

以下の制度において認証された二酸化炭素の量。

- ①国内クレジット制度
- ②J-VER（オフセット・クレジット制度）
- ③グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度
- ④**J-クレジット制度**

## ○海外認証排出削減量

以下の制度において認証された二酸化炭素の量。

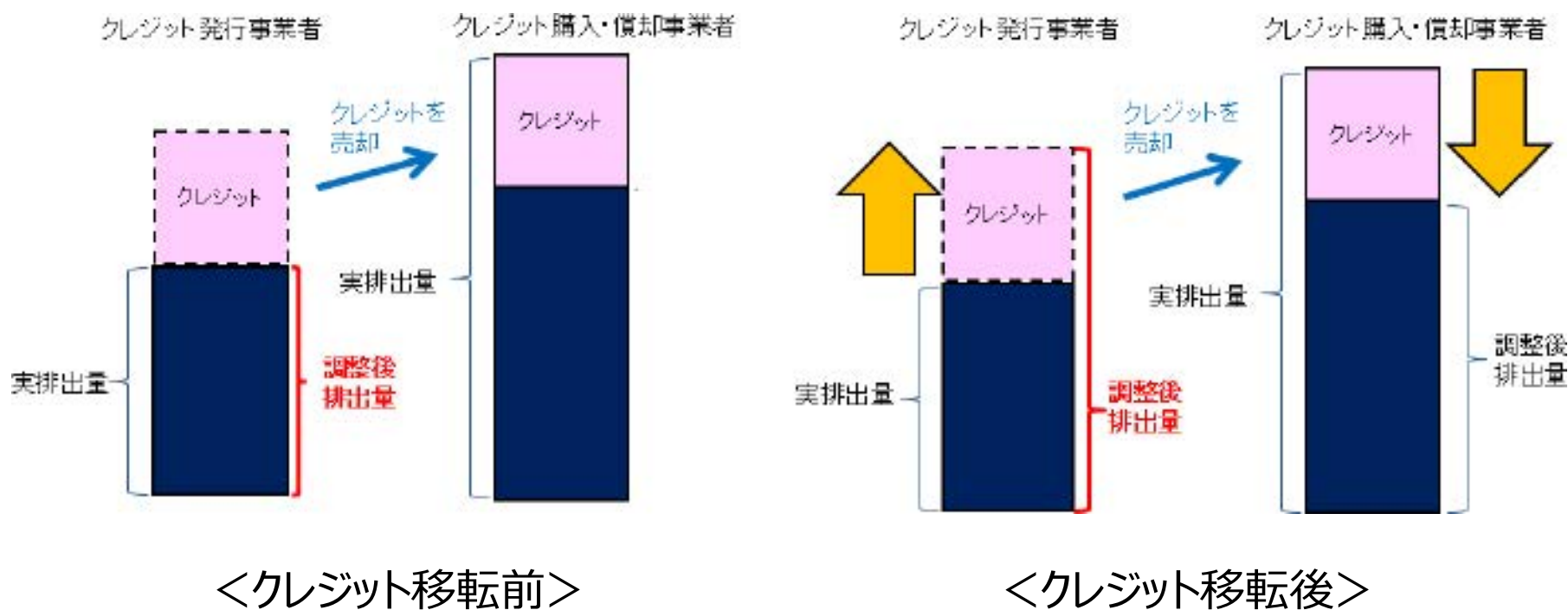
- ①**JCMクレジット**

### 【排出係数調整に活用できる国内認証排出削減量等】

- ・国内クレジット制度
- ・J-VER
- ・グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度（所内消費分のみ）
- ・**J-クレジット制度**
- ・JCMクレジット
- ・非化石証書（2017年度実績報告から利用可能）

## 【注】クレジットの移転に係る環境価値のダブルカウントの防止措置

- 温対法における上乗せ報告
  - ✓ クレジットを発行する事業者が温対法の対象者である場合、事業者自身の排出削減活動によって発行されたクレジットを移転する際（プログラム型の場合は創出する際）には、その移転分を事業者自身の調整後温室効果ガス排出量として、クレジットの移転が行われた年度に加算して報告する必要があります。  
（他者が発効したクレジットを移転する場合には、加算の必要はありません）
  - ✓ ただし、森林クレジットを移転する場合、その移転分を調整後排出量に加算する必要はありません。

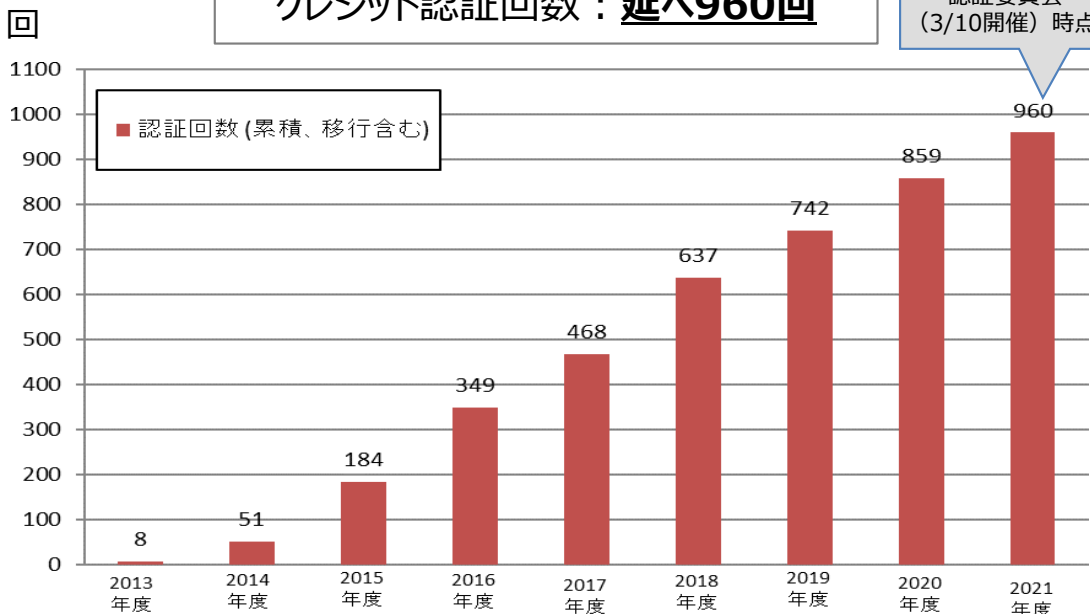


# クレジット認証の状況（移行含む）

（2022年3月10日時点）

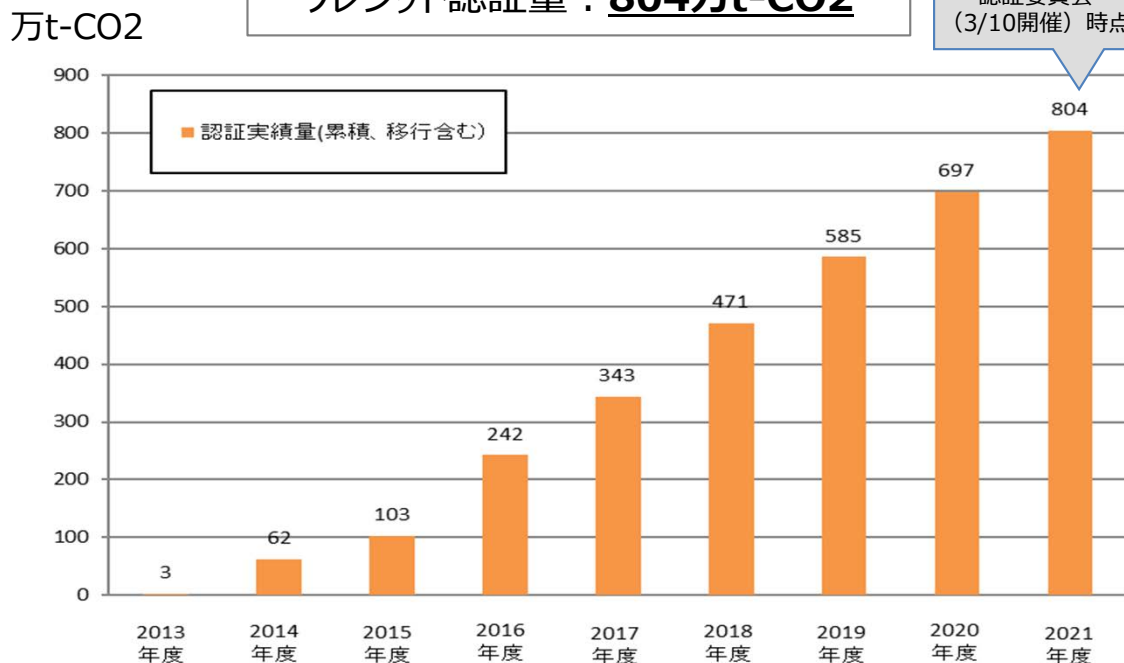
クレジット認証回数：延べ960回

第49回  
認証委員会  
(3/10開催) 時点



クレジット認証量：804万t-CO2

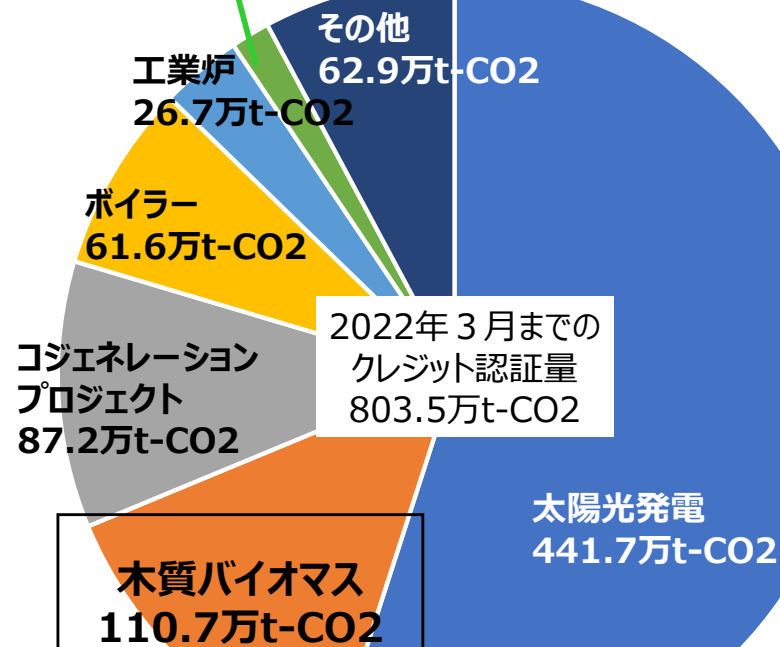
第49回  
認証委員会  
(3/10開催) 時点



森林経営活動及び木質バイオマスによるクレジット  
認証量は、全体の15%  
(このうち、森林経営活動は2%)

## ■ 認証クレジットの方法論別内訳

森林経営活動  
12.8万t-CO2

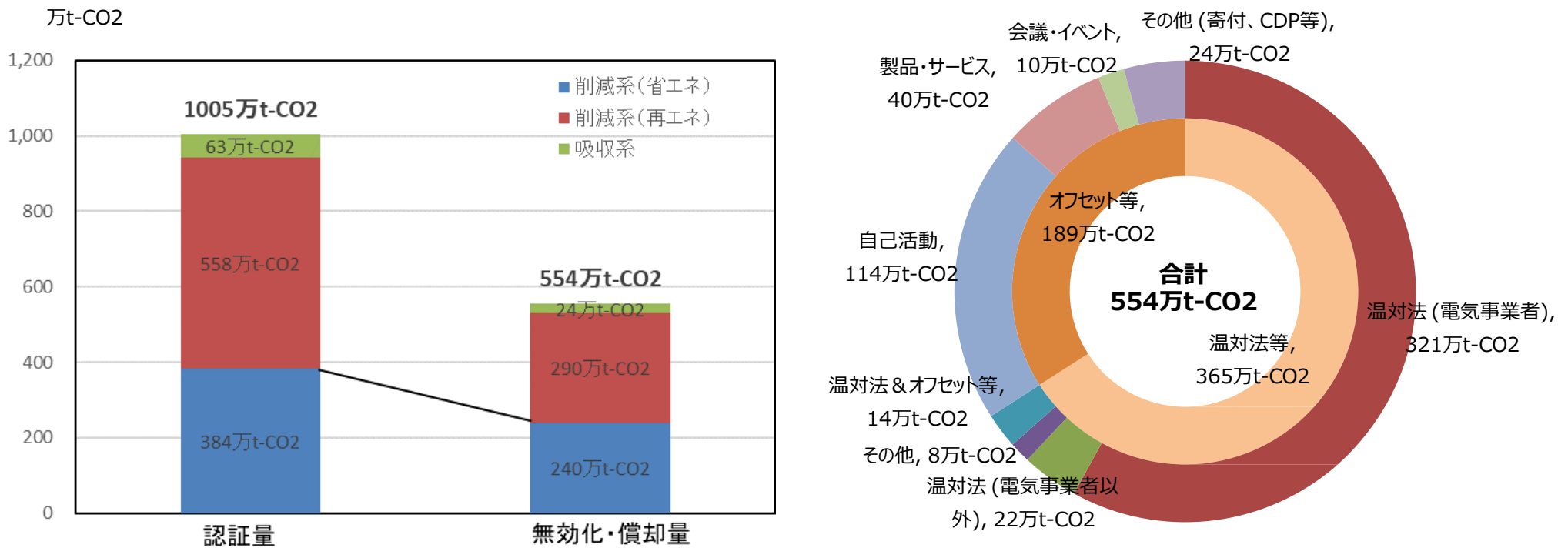


※J-クレジット制度事務局資料を基に作成

# J-クレジットの活用（無効化・償却量）の状況

- 全認証量1005万t-CO<sub>2</sub>中、これまでに無効化・償却されたクレジットは、554万 t-CO<sub>2</sub>  
2008年度以降のJ-クレジット、国内クレジット、J-VER全てのクレジットの累計。
- 削減系（再エネ）クレジットの認証量に対する無効化・償却量は約52%、削減系（省エネ）は約62%、吸収系クレジットは約38%
- 電力の排出係数調整、自己活動や製品・サービスのオフセットへの利用が多い

## <クレジット種別 認証量VS無効化・償却量>



※ 2013年度以前の削減系の無効化・償却量の内訳はデータがないため、全て削減系（省エネ）としている。

2022年2月16日時点の実績

# J-クレジットの活用（無効化・償却量）の状況

- 2016年度以降は「温対法（係数）」が最多だが、近年は「オフセット等」も増加。

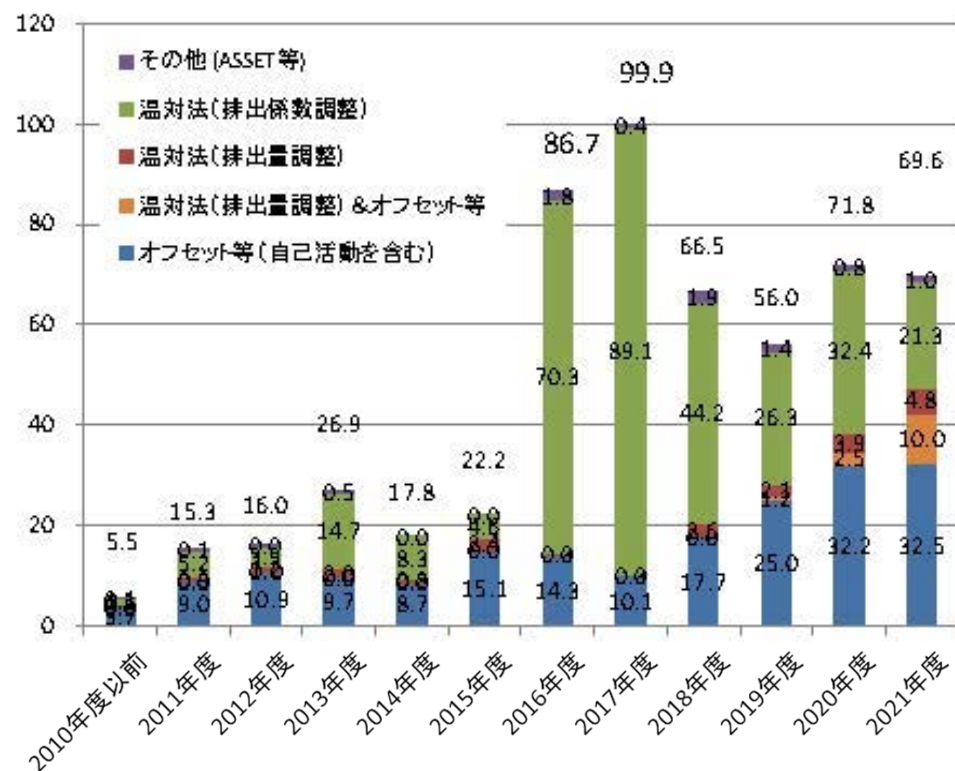
無効化とは、J-クレジット登録簿上でJ-クレジット、J-V E Rを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。  
 償却とは、J-クレジット登録簿上で国内クレジットを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

## ＜クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移＞

万t-CO2



万t-CO2

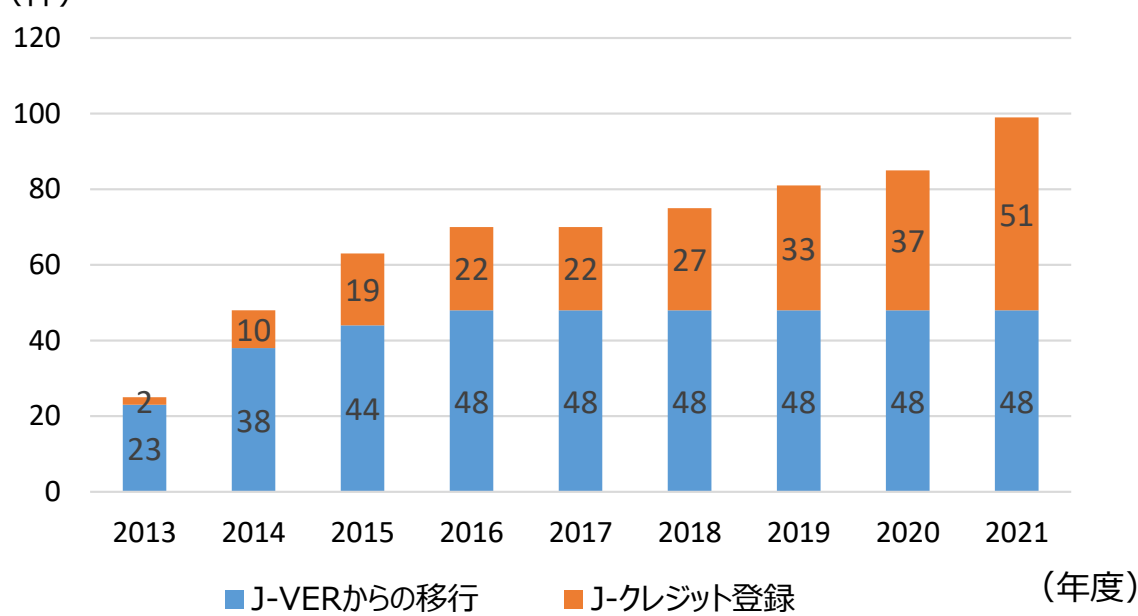


※2013年度以前の無効化・償却量の内訳は削減系と吸収系のみで区別されている。

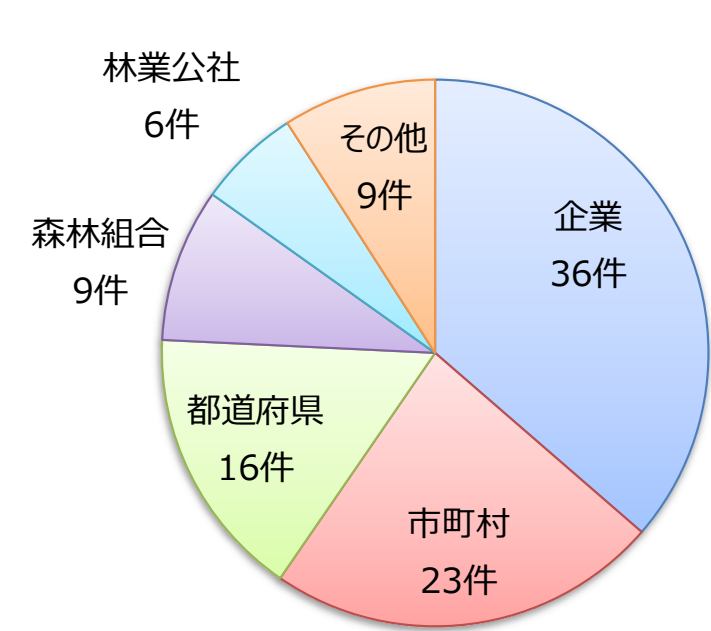
2022年2月16日時点の実績

# 森林管理プロジェクトの現状 (2022年3月10日現在)

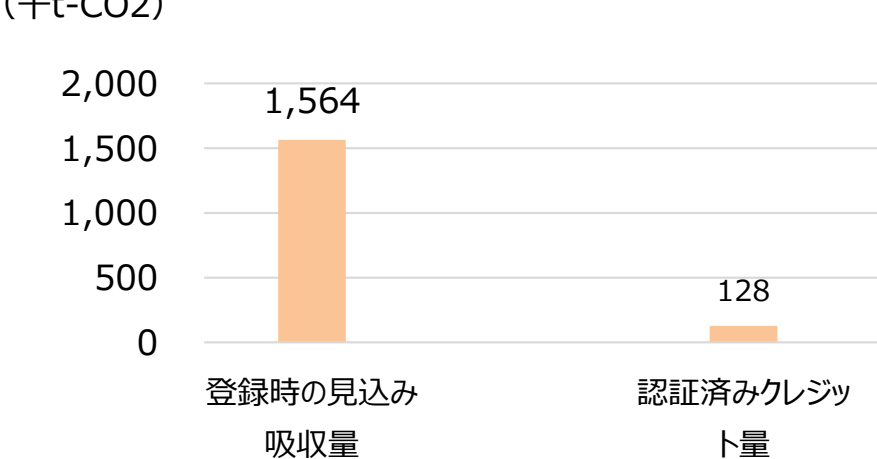
■ プロジェクト登録件数の推移 (累計)



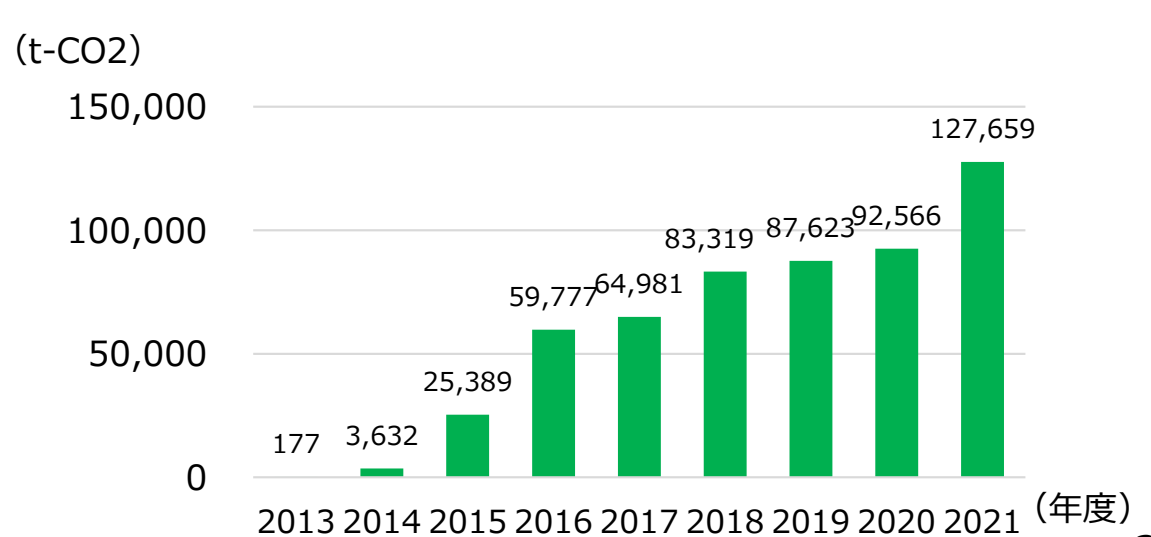
■ プロジェクト登録件数の内訳 (実施主体別)



■ プロジェクト登録時の見込み吸収量  
認証済みのクレジット量



■ クレジット認証量の推移 (累計)





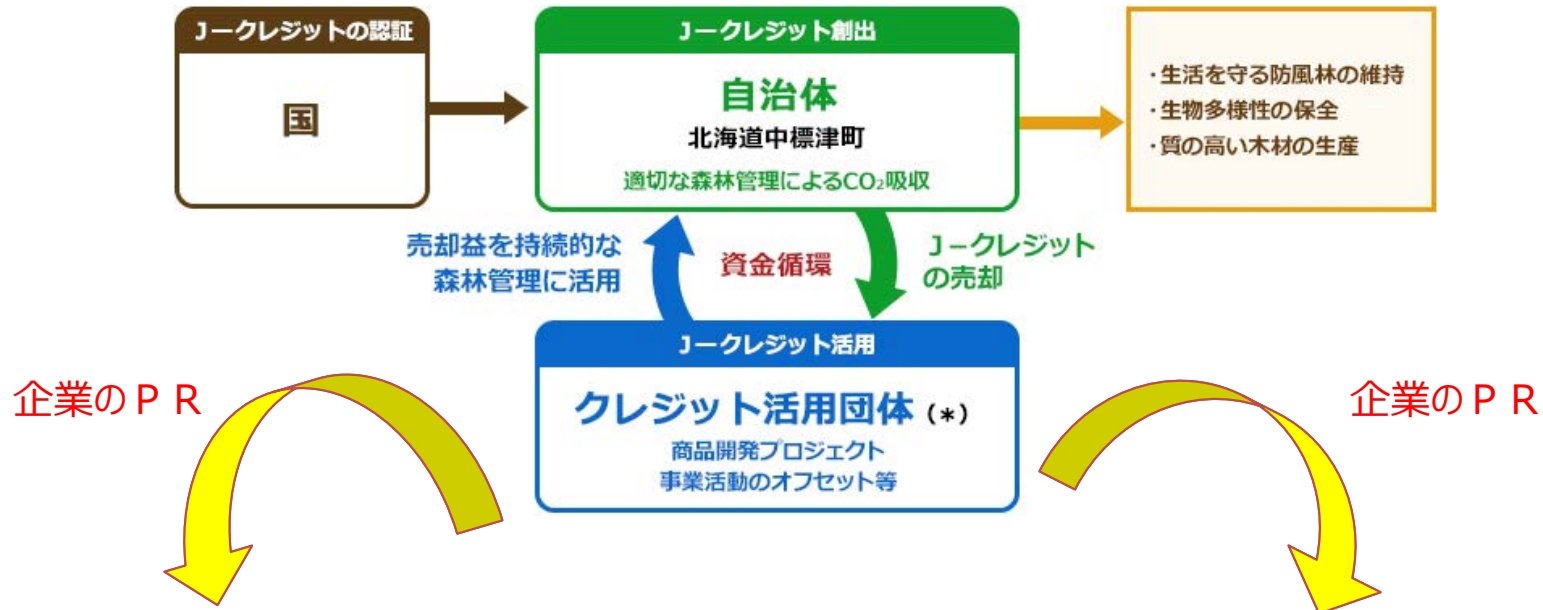
## 地方自治体の森林吸収クレジット販売状況

- 地方自治体のJ-クレジット販売実績・販売希望で公開されている例は、下記の通り（2022年3月調査時点）。
- 人気の高い再エネ発電クレジットの入札販売価格（平均価格：2021年4月の入札販売で2,536円/t-CO<sub>2</sub>）と比べても**高価**であり、こうした価格が**無効化率の低さの一因**と考えられる。

販売者	販売実績・平均販売価格	販売可能量・希望販売価格
北海道	1,201t-CO <sub>2</sub> （2012～20年度） （価格不詳）	3,031t-CO <sub>2</sub> （2021年3月31日現在） 10,000～15,000円/t-CO <sub>2</sub>
岩手県	4,483t-CO <sub>2</sub> （2010～21年度） （価格不詳）	1,111t-CO <sub>2</sub> （2022年2月18日現在） 15,000円/t-CO <sub>2</sub>
徳島県	394t-CO <sub>2</sub> （2012～21年度） （価格不詳）	2,251t-CO <sub>2</sub> （2022年1月末現在） 10,000円/t-CO <sub>2</sub>
宮崎県	203t-CO <sub>2</sub> （2012～20年度） （価格不詳）	958t-CO <sub>2</sub> （2021年3月末現在） 10,000円/t-CO <sub>2</sub>
中標津町 （北海道）	523t-CO <sub>2</sub> （2014～20年度） 11,153円/t-CO <sub>2</sub>	2,449t-CO <sub>2</sub> （2021年4月1日現在） 10,000円/t-CO <sub>2</sub>
御嵩町 （岐阜県）	30t-CO <sub>2</sub> （2016～18年度） 10,000円/t-CO <sub>2</sub>	1,904t-CO <sub>2</sub> （2022年1月末現在） （価格不詳）
いの町 （高知県）	68t-CO <sub>2</sub> （2014～18年度） （価格不詳）	（販売可能量不詳） 6,600円/t-CO <sub>2</sub>
対馬市 （長崎県）	428t-CO <sub>2</sub> （2012～21年度） 10,641円/t-CO <sub>2</sub>	1,211t-CO <sub>2</sub> （2022年1月末現在） 10,000円以上/t-CO <sub>2</sub>

# 森林クレジットの販売事例①：北海道 中標津町

- ▶ 北海道・中標津町は、地域の暮らしを守る格子状防風林の健全育成のため、防風林の一部を定期的に間伐しており、これにより、森林のCO2吸収量が高まりクレジットを創出。クレジットは、北海道内の事業で排出されるCO2のカーボン・オフセットに利用され、中標津町はクレジットの売却益をさらなる間伐や植栽費用に活用。



## ● 販売先の公表（一部抜粋）

J-クレジット販売実績について

【令和3年度販売実績】			【令和4年1月10日現在】		
No.	購入月日	事業者等名	販売数量	販売単価	販売金額
1	3.4.26	中標津建設業協会	10 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	110,000円
2	3.5.13~	アートグリーン株式会社 ※カルネコ㈱ EVIサービス販売	4 t-CO <sub>2</sub>	10,450円	41,800円
3	3.6.22	中標津町緑化管理組合	2 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	22,000円
4	3.6.25	榎梅木商会	15 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	165,000円
5	3.7.13	中標津町石油業協同組合	5 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	55,000円
6	3.8.6	㈱ネオキャリア	10 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	110,000円
7	3.8.6	日本データサービス㈱	10 t-CO <sub>2</sub>	11,000円	110,000円

## ● J-クレジット購入証明書贈呈式



令和3年11月11日（木）山洋建設株式会社が20tのJ-クレジットを購入したことに伴い、役場庁議室において購入証明書贈呈式を開催。

出典：J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）

中標津町ホームページ（<https://www.nakashibetsu.jp/sangyo/nourinchiku/ringyou/japancredit/>）

# 森林クレジットの販売事例②：仲介事業者を通じたクレジット販売

- ▶ クレジットの仲介事業者（J-クレジットプロバイダー等）を通じてクレジットを売却することも可能。例えば、仲介事業者として登録されている一般社団法人more treesでは、自らの仲介により森林クレジットを販売した実績として以下の3件をHP上で紹介（別添）。



- ANAのカーボンオフセット付き商品の販売キャンペーン
- ピンバッジ（国内線）は248トン、パズル（国際線）は165トンのカーボンオフセット
- オフセット代金はmore treesを通じ、国内線分は岩手県住田町の森づくりに、国際線分はフィリピンキリノ州の植林活動に活用



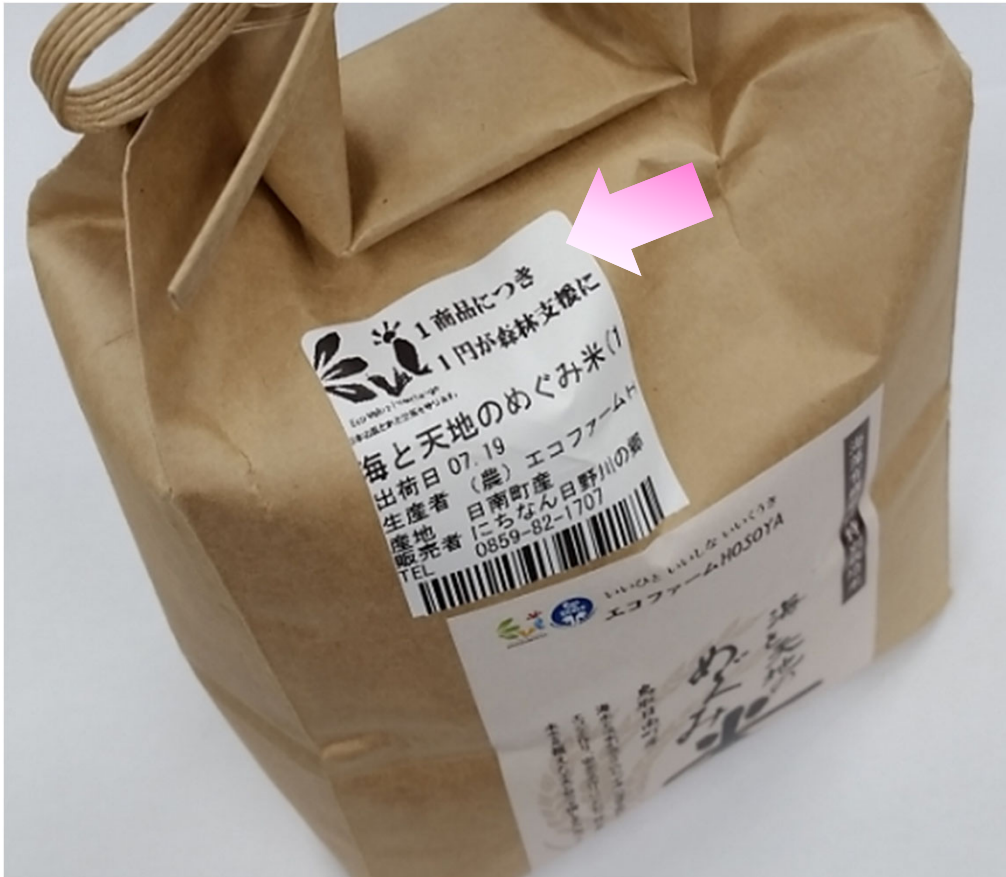
- 株式会社スーパーホテルは、環境保全への取組を推進するエコ・ファースト企業として、インターネット予約による宿泊客を対象に、宿泊に伴い発生するCO2排出量の100%を宿泊客に代わってカーボン・オフセットする『エコ泊』を実施
- 2016年度分として、岐阜県東白川村と宮崎県諸塚村にある「more treesの森」が吸収したCO2を、岐阜県大垣・飛騨高山店の『エコ泊』分の125t-CO2と、宮崎店の『エコ泊』分の85t-CO2のカーボンオフセットに活用



- 株式会社オリエンタルランドがCO2削減の取組の一つとして実施しているカーボンオフセット活動に熊本県小国町の「more treesの森」が吸収した200t-CO2を活用
- 2016年4月に発生した熊本地震の被災地支援として、カーボンオフセットによる熊本県の森づくりを支援したいという動機

# 森林クレジットの販売事例③：道の駅での寄付型オフセット

## ■道の駅「1品1円」で環境貢献 / 鳥取県日南町



### <概要>

- 道の駅 にちなん「日野川の郷」から排出されるCO2を全量オフセットし、CO2排出量実質ゼロの道の駅を目指す。
- 「1品」に「1円」を付加し、**地元の森林整備（※）**に役立てる取組。その1円はレシートでも「カーボンオフセット協力金」として記載。  
**（※）オフセットに使用するクレジット創出の取組を支援。**
- **活用事業者のメリット**：「1品1円」の取組の商品は、売上増につながった。  
(町担当者より)
- 鳥取県日南町と智頭町は、令和元年度の「SDGs未来都市」に選定された。

SDG s 未来都市×日南町



Point!

消費者も、商品の購入を通して地元の森林整備支援や環境貢献ができる。



# 森林クレジットの販売事例④：玉ねぎのカーボン・オフセット

## ■環と真白（玉ねぎ）のカーボン・オフセット

めぐる ましろ  
/きたみらい農業協同組合、北見市玉葱振興会特別栽培部会/北見市こだわり野菜部会 真白栽培グループ



出典：カーボン・オフセットフォーラムHP  
(環境省、 [http://offset.env.go.jp/sengen/cof/detail/sengen\\_806.html](http://offset.env.go.jp/sengen/cof/detail/sengen_806.html))

- 2014年から継続している取組。
- 減農薬・木炭土壌改良材を使用し栽培した玉ねぎ、「環（めぐる）」と「真白（ましろ）」の生産過程において発生するCO2をオフセット。
- からだと地球に優しい「北の大地のカーボン・オフセットたまねぎ」を全国へ供給
- オフセットで使用したクレジットは「北海道津別町による町有林内における間伐推進を図りながらの森林CO2吸収促進事業」

Point!

CO2削減に  
貢献する商品  
としてPR

Point!

クレジットの  
地産地消

Point!

カーボン・  
オフセット認証  
を取得



1

- 「環（めぐる）」と「真白（ましろ）」の各生産過程において使用する農作業機械の活動量見積値に、排出係数を乗じてCO2の総排出量を算定。
- 総排出量を各生産予定量で除することにより、それぞれのたまねぎの重量あたりのオフセット量を算出。



2

- 農産物の生産過程における化学肥料の散布回数を減らし、土壌への施肥により発生するCO2排出量を削減しています。
- 手作業による畑の除草や草刈りを行い、農薬や化学肥料の散布回数を減らすことにより、これらの作業のために用いる農作業機械の使用回数を最小限とすることで、農作業機械の使用に伴い発生するCO2排出量を削減しています。



3



認証番号：CO2-0081  
きたみらい農業協同組合  
北見市こだわり野菜部会  
真白栽培グループ